（様式第１号）

熊本県後期高齢者医療被保険者証作成等業務

についての一般競争入札参加申請書

令和　　年　　月　　日

熊本県後期高齢者医療広域連合長　大 西 一 史 様

（申 請 者）

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 印

熊本県後期高齢者医療被保険者証作成等業務についての一般競争入札に参加したく、関係書類を添えて申請します。

なお、申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定及び下記のいずれかに該当したときは、入札参加資格の取消しをされても何ら異議の申し立てをしません。

記

１．当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

２．その他入札参加者としてふさわしくない行為のあった者。

（様式第２号）

使 用 印 鑑 届

熊本県後期高齢者医療広域連合長　大 西 一 史　 様

|  |  |
| --- | --- |
| 実印 | 使用印 |
|  |  |

上記の印鑑は、熊本県後期高齢者医療被保険者証作成等業務について、次の行為に対し使用したいのでお届けします。

1. 一般競争入札参加資格審査申請その他各種届け出をすること。

2. 見積又は入札すること。

3. 契約を締結すること。

4. 契約代金の請求及び受領すること。

5. 契約に関する各種証明をすること。

令和　　年　　月　　日

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 実印

（様式第３号）

会 社 経 歴 書

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名 実印

設立年月日

資本金

総職員数

過去５年以内の官公庁関係における委託契約実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契　約　者 | 契約期間 | 業　務　名 | 契約金額（千円） |
|  | ～ |  |  |
|  | ～ |  |  |
|  | ～ |  |  |
|  | ～ |  |  |
|  | ～ |  |  |

※主なもの５件を記載してください。

記入責任者

氏名

電話　　 （　　 ）

E-mailアドレス

審査結果の返送先

住所〒

宛名

電話 　　（　　 ）

（様式第４号の１）

委 任 状

令和　　年　　月　　日

熊本県後期高齢者医療広域連合長　大 西 一 史 　様

申請者 所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 実印

熊本県後期高齢者医療被保険者証作成等業務に関し次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

代理人 事業所所在地

商号又は名称

職・氏名 印

記

（委任事項）

1. 一般競争入札参加資格審査申請その他各種届け出について。

2. 見積又は入札について。

3. 契約の締結について。

4. 契約代金の請求及び受領について。

5. 契約に関する各種証明事項について。

（様式第４号の２）

委 任 状

令和　　年　　月　　日

熊本県後期高齢者医療広域連合長　大 西 一 史 　様

委任者　所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 印

熊本県後期高齢者被保険者証作成等業務の入札に関し次の者を代理人と定め、権限を委任します。

受任者　職名

氏名 印

（様式第５号）

役員等名簿及び照会承諾書

令和　　年　　月　　日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 　大 西 一 史 　様

住　所

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　印

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除に伴い熊本県警察本部に照会することを承諾します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職 |  | 住　所 | 生年月日 | 性別 |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |

※　記載する前に、裏面の注意事項をお読み下さい。

（裏）

【注意事項】

１　氏名、住所等、この書面に記載されたすべての個人情報は、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成１９年条例第２０号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。

熊本県後期高齢者医療広域連合がこれらの情報をもとに熊本県警察本部（以下「警察本部」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。

また、警察本部は熊本県個人情報保護条例（平成１２年熊本県条例第５６号）の実施機関と定められています。

２ この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。

（１）株式会社（特例有限会社を含む。）については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む）。

（２）合名会社又は合同会社については、社員。

（３）合資会社については、無限責任社員。

（４）社団法人又は財団法人については、理事。

（５）（１）から（４）までに掲げる法人以外の法人については、（１）から（４）までに掲げる役職に相当する地位にある者。

（６）法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者。

（７）個人については、その者。

（８）次に該当する場合は、（１）から（７）に掲げる者のほか、次の者。

ア 支配人をおく場合は、支配人。

イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者。

（９）当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、（１）から（８）までに掲げる者のほか、管財人。

３ この書面の記載に当たっては、対象者すべての同意を得てください。

（様式第６号）

一般競争入札参加資格審査結果通知書

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

熊本県後期高齢者医療広域連合長　 大 西 一 史

　先に申請のあった一般競争入札の参加資格について、下記のとおり決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請のあった件名 |  |
| 入札日時 |  |
| 入札執行場所 |  |
| 入札参加資格の有無 |  |
| 参加資格がないと認めた理由 |  |

（様式第７号）

質　問　書

令和　　年　　月　　日

業務名：熊本県後期高齢者医療被保険者証作成等業務

商号又は名称

代表者職氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 質　問　事　項 |  |
| 質　問　理　由 |  |

（様式第８号）

記 載 事 項 変 更 届

令和　　年　　月　　日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 　大 西 一 史 　様

所在地（住所）

商号又は名称

代表者職氏名 実印

熊本県後期高齢者医療被保険者証作成等業務についての一般競争入札参加申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので届けます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更事項

2 変更前

3 変更後

4 変更年月日　令和　　年　　月　　日

5変更理由等

（様式第９号）

入　札　書

令和　　年　　月　　日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 　大 西 一 史 　様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名　　印

下記の金額で受託いたしたく、入札説明書等に掲げる事項について承諾のうえ、入札いたします。

記

件名：熊本県後期高齢者医療被保険者証作成等業務

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金額 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）金額は、契約希望金額の１００／１１０に相当する額である。（いわゆる税抜き価格）

金額を訂正しないこと。

金額記載の文字はアラビア数字とし、金額の頭に￥記号をつけること。

代理人をもって入札する場合は、当該代理人の氏名の記載及び押印を行うこと。

（様式第１０号）

見　積　書

令和　　年　　月　　日

所在地

商号又は名称

代表者氏名　印

見　積　価　格　　　　　　　　　　　　　　　円

消　費　税　等　　　　　　　　　　　　　　　円

見積金額合計　　　　　　　　　　　　　　　　円

見　積　明　細

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品名・規格 | 数量 | 単価 | 金額 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |

（注）見積書（様式第１０号）の見積明細合計金額及び見積価格並びに入札書（様式第９号）の入札金額は同額とすること。

（様式第１１号）

入　札　辞　退　届

令和　　年　　月　　日

熊本県後期高齢者医療広域連合長 　大 西 一 史 　様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 印

下記の入札案件について、都合により入札参加を辞退します。

記

１ 入札日　令和２年５月８日（金）

２ 件　　名　熊本県後期高齢者医療被保険者証作成等業務

３ 辞退理由

(注意)

辞退届の提出により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。

Ⅱ 入札書作成要領

１ 入札書の種類及び提出部数等

入札書（様式第９号） １部

見積書（様式第１０号） １部（落札業者のみ入札終了後直ちに提出）

２ 入札書の作成要領

（１）入札書の提出にあたっては、次のとおり行うこと。

① 入札書に記名押印の上、申し込まなければならない。

② 入札書に記載する日付は、入札の日とすること。

③ 入札書は封筒に入れ密封し、封筒表に「入札業務名」を、封筒裏に「氏名」（法人の場合はその商号又は名称及び代表者職氏名）を記入し、裏面割印したものを提出すること。

（２）入札金額は、契約希望金額の１００／１１０に相当する額（いわゆる税抜き価格）であること。

（３）代理人をもって入札する場合は、入札者に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印すること。また、代理人は委任状（様式第４号の２）を持参すること。

なお、入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることがで

きない。

Ⅲ　落札者決定基準

熊本県後期高齢者医療広域連合が委託する「熊本県後期高齢者医療被保険者証作成等業務」に係る落札者決定基準については、次に掲げる方法による。

落札者の決定方法については、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。

だたし、落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちにくじ引きを行い、落札者を決定する。

Ⅳ 一般競争入札心得

（目 的）

第１条　この心得は、熊本県後期高齢者医療被保険者証作成等業務契約に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第２条　入札参加者は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）及びこの心得並びに入札説明書等の各条項等を遵守しなければならない。

２　入札参加者は入札に際し、入札担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行の妨げとなり、他の入札参加者の迷惑となるようなことを避けるほか、常に善良なる入札参加者としての態度を保持しなければならない。

３　入札参加者は、入札説明書等により契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

（公正な入札の確保）

第３条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札参加資格）

第４条　入札参加者は、令第１６７条の６第１項の規定による告示（以下「告示」という。）において指定した期日までに、告示又は入札説明書において指定した書類を契約担当者等に提出し、当該競争の参加資格の有無について確認を受けなければならない。

２　次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

（１）前項に規定する告示に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者。

（２）入札参加申請をしていない者。

（３）入札日において、熊本県が行う競争入札に係る入札参加資格を取り消されている者。

（４）前各号に挙げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者。

（入札の方法）

第５条　入札参加者は、定められた日時までに、定められた場所へ、所定の入札書を記名・押印のうえ持参により提出しなければならない。

２　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札参加申請時に入札担当職員に提出しなければならない。この場合、入札書には、委任者と代理人を併記し、代理人の記名押印をもって入札するものとする。

３　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。

４　入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。

５　入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。

６　入札参加者は、入札書を提出する際は、次の各号により行わなければならない。

（１）入札書に記名押印の上、申し込まなければならない。

（２）入札書に記載する日付は、入札日とすること。 （入札書記入の日を記入しないこと。）

（３）入札書は、封筒表に「入札業務名」を、封筒裏に「氏名」（法人の場合はその商号又は名称及び代表者職氏名）を記入した封筒に封入後、裏面割印し提出すること。

（入札の辞退）

第６条　入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札参加者が入札を辞退するときは、入札執行前までに入札辞退届（様式第11号）を契約担当者等に提出するものとする。

３　入札を辞退した者は、これを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換等の禁止）

第７条　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができ

い。

（入札の中止等）

第８条　入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札に関する調査を行い、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。

２　入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

（開 札）

第９条　開札は、入札会場において入札書提出後直ちに行う。

（入札の無効）

第１０条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

（１）第４条各号の一に該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札。

（２）所定の日時までに所定の場所へ提出されない入札。

（３）委任状を提出しない代理人のした入札。

（４）委任者名の併記されていない委任状を提示した代理人がした入札。

（５）記名押印を欠く入札。

（６）金額の表示がない入札、金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札。

（７）誤字・脱字等により、意思表示の内容の不明瞭な入札。

（８）入札に際して談合等不正行為を行ったと認められる者のした入札。

（９）契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札。

（１０）その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められる入札。

（１１）同一の入札について、２以上の入札をした者の入札。

（１２）同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札。

（１３）同一の入札について、２以上の代理人をした者の入札。

（１４）その他入札に関する条件に違反した入札。

（１５）入札書封筒に記名及び裏面割印がないとき。

（入札金額の記載）

第１１条　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（落札者の決定）

第１２条　落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額とする。

２　前項の規定により落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。

（契約書の提出）

第１３条　契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、５日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

２　落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

（違約金の徴収）

第１４条　落札者が契約を締結しないときは、契約希望金額の１００分の２に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

（契約の解除）

第１５条　落札者が物品購入契約を締結した場合において、当該落札者（以下「受託者」という。）が、独占禁止法、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３若しくは第１９８条若しくは契約条項に違反する行為を行ったと認められるときは、熊本県後期高齢者医療広域連合は契約を解除することがある。

（不正行為に係る賠償額の予定等）

第１６条　受託者は、前条にいう独占禁止法若しくは刑法に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若しくは法令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、熊本県後期高齢者医療広域連合が物品購入契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託代金額の１００分の１０に相当する額を支払わなければならない。

２　受託者は、熊本県後期高齢者医療広域連合に生じた実際の損害額が前項に定める額を超えるときは、超過分を支払わなければならない。

３　前２項の規定は、その物品購入契約に係る業務内容が完了した後においても同様とする。

（異議の申立）

第１７条　入札をした者は、入札後において、この心得、契約書案等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

（その他）

第１８条　入札に際しては、すべて入札担当職員の指示に従うこと。